1. 大阪産(もん)商標登録ロゴマークの許可事業者、または大阪産(もん)名品の認証事業者であること
2. おおさかもんマップでの掲載内容について

* 大阪産(もん)や大阪産(もん)名品に関する内容であること
* 一般府民や来阪者等消費者向けに実施する観光要素（食べられる、買える、体験できる等）を含むこと

（例：飲食店、観光農園、朝市、漁業体験、直売所、加工品販売店等）

※飲食店・加工品販売店については、常設店舗を対象とする

（露店・キッチンカー・オンラインストア・ポップアップストア等、期間限定の売り場等は掲載対象外とする）

※①から④を全て満たす毎年恒例の期間限定イベント等は、掲載可とする

1. おおさかもんマップでの掲載項目について

* 下記の情報を掲載できること

『店舗名や施設名』

『住所（②を実施する所在地）』

『URL（自社ウェブサイト等）』※自社以外のウェブサイトや電話番号でも可

『写真（施設の外観やコンテンツ内容がわかるもの）』等

1. URL（自社ウェブサイト等）上で、②に関する情報を掲載していること

※ウェブサイト上の掲載内容に関する全ての管理は、申請事業者等で行うこととし、大

阪府では一切の責任を負わないものとする